

**手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応に関する
実施内容の追加について**

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

2021年6月に政府より公表された「成長戦略実行計画」に「約束手形利用の廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、2027年3月をもって「電子交換所における手形・小切手の交換廃止」が決定されました。

こうした状況を踏まえ、当金庫では、2025年4月より手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応についてお知らせしておりますが、今般、新たに下記の内容を追加いたします。

何卒、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

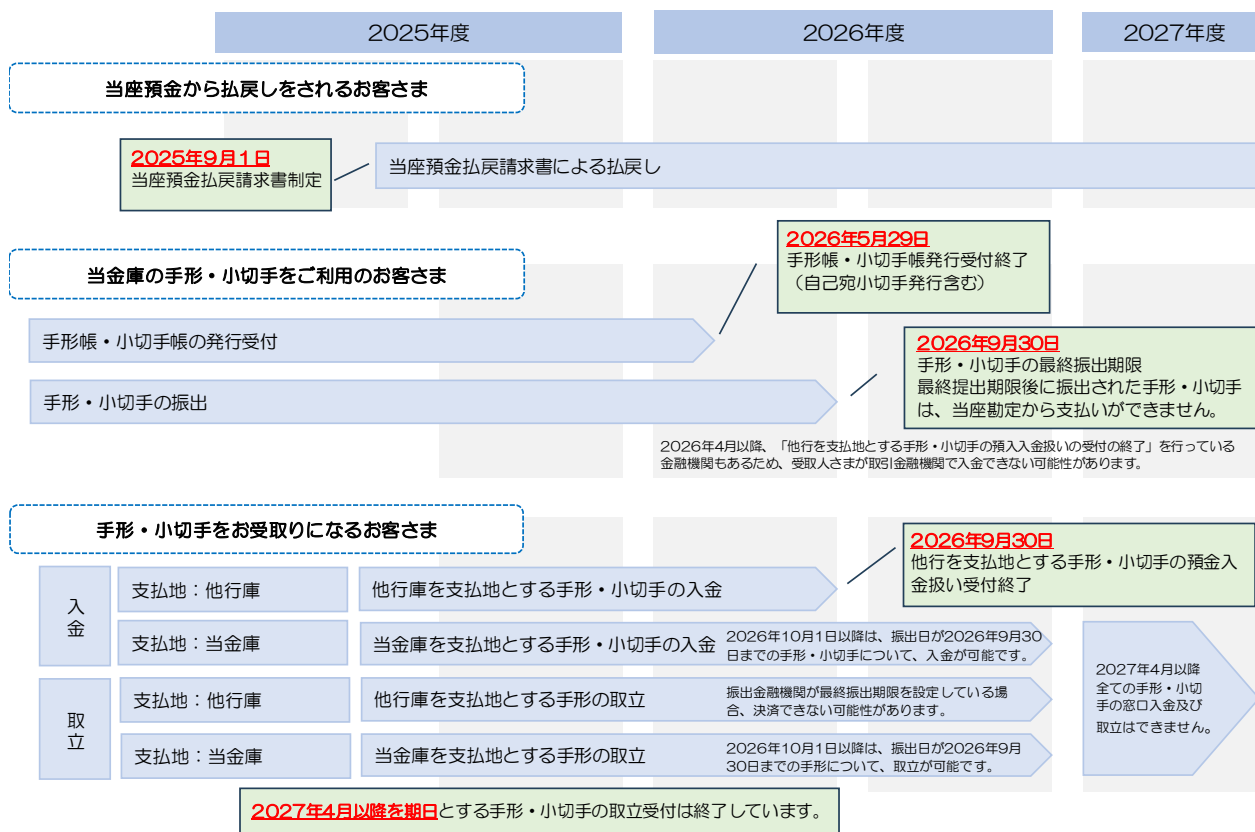
記

1. 実施内容

実施日	内 容
2025年4月30日 (実施済)	<p>■2027年4月以降を期日とする手形・小切手の取立受付を終了 ※すでに受付を終了しております。</p>
2025年9月1日 (実施済)	<p>■当座勘定入金通帳、当座預金払戻請求書を制定 ※窓口およびATMで当座預金への入金が可能になりました。また、窓口で小切手を使用せずに、当座預金からの払い戻しが可能になりました。</p>
2026年5月29日	<p>■手形帳・小切手帳の発行受付を終了 ※自己宛小切手の発行受付もあわせて終了いたします。</p>
2026年9月30日	<p>■手形・小切手の最終振出期限 ※手形・小切手の最終振出期限を2026年9月30日といたします。最終振出期限後に振り出された手形・小切手は当座預金からの支払いができません。</p>
2026年9月30日 (追加)	<p>■他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了 ※当金庫以外の金融機関を支払地とする手形・小切手の入金受付は、2026年9月30日で終了いたします。</p>

現在、手形・小切手をご利用中のお客さまにおかれましては、早期に代替サービスの切り替えをご検討いただきますようお願い申し上げます。

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応スケジュール



2. 代替サービスのご案内

【手形をご利用中のお客さま】

◇へきしん電子記録債権サービス「でんさい」の利用をご検討ください。

※でんさいをスマホやタブレットからでも利用できる「でんさいライト」もございます (ご利用金額に上限があるなど、「でんさい」とは一部機能が異なります)。

【小切手をご利用中のお客さま】

◇へきしんビジネスインターネットバンキングの利用をご検討ください。

詳しい内容につきましては、お取引店までお問い合わせください。

以上